


# 山梨県鳥獣保護区等位置図

## A map of wildlife protection area in Yamanashi prefecture

### 令和5年度

この地図は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。猟場に入るときは必ず案内板や制札等の標識によって鳥獣保護区等の区域を確認するか、鳥獣保護巡視員や狩猟指導員、地元の狩猟者又は、林務環境事務所環境・エネルギー課に問い合わせて違反のない狩猟を行うよう注意してください。



#### 鳥獣保護区等区域集計表

| 名称         | 種別 | 箇所数 | 総面積(ha)  | 名称       | 種別 | 箇所数 | 総面積(ha)  |
|------------|----|-----|----------|----------|----|-----|----------|
| 鳥獣保護区      |    | 38  | 74,794.1 | 特別保護地区   |    | 0   | 0        |
| うち特別保護地区   |    | 10  | 6,310.1  | 指定猟法禁止区域 |    | 1   | 1,288.9  |
| 狩猟用具使用禁止区域 |    | 103 | 23,346.6 | 計        |    | 144 | 99,562.7 |

#### 鳥獣行政機関一覧

|                      |                            |                  |
|----------------------|----------------------------|------------------|
| 山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課  | 〒400-8601 甲府市丸の内一丁目1       | Tel 055-223-1520 |
| 中央林務環境事務所環境・エネルギー課   | 〒407-0024 碓氷市本町1丁目2-4      | Tel 0551-23-3087 |
| 峡東林務環境事務所環境・エネルギー課   | 〒404-8601 甲府市山王上段町1230-1   | Tel 0553-20-2720 |
| 峡南林務環境事務所環境・エネルギー課   | 〒409-3608 西八代郡市川三丁目高田111-1 | Tel 055-240-4140 |
| 富士・東林務環境事務所環境・エネルギー課 | 〒402-0054 都賀市田中二丁目13-43    | Tel 0584-45-7810 |
| 山梨県鳥獣センター（月曜休館）      | 〒400-0001 甲府市南町300-1       | Tel 055-252-9161 |

- 狩猟前に必ず確認してください。**
  - ◆山梨県ではツキノワグマの捕獲頭数制限を実施しています。ツキノワグマに出る時は、自然共生推進課又は林務環境事務所環境・エネルギー課まで連絡し、捕獲可能かどうか確認してください。また、ツキノワグマを捕獲した場合は、速やかに報告してください。なお、ツキノワグマを捕獲するためにわなを使用することは禁止されています。
  - ◆山梨県の山林には別荘等が点在する地域が多くあります。土地に不案内な狩猟者は、必ず地元の方又は市町村役場等に確認してから出猟してください。
  - ◆山梨県内の国有林野に入林する際は、事前に山梨森林管理事務所（甲府市宮前町ワ7 TEL 055-253-1336）への入林届が必要となります。
- メスキジ及びメヤマドリ**の狩猟は禁止されています。（令和9年9月14日まで）
- とらばさみと一部のくくりわな**の使用は、禁止されています。
  - ◆とらばさみを用いる狩猟は、禁止されました。また、くくりわなについては、下記の場合であっても該当するくくりわなは、使用が禁止されています。
    - (1) ニホンジカ、イノシシを捕獲する場合で、①輪の直径が12センチメートルを超えるもの。但し、ツキノワグマが冬眠に入らないうちの時期（※）から狩猟が終了する時期までの期間に限り20センチメートル以下のものを使用することができる。②締め付け防止金具が装着されていないもの、③よりもどしが装着されていないもの、④ワイヤーの直径が4ミリメートル未満のもの。
    - (2) ニホンジカ、イノシシ以外の獣類を捕獲する場合で、①輪の直径が12センチメートルを超えるもの、②締め付け防止金具が装着されていないもの。
  - (※)(1) ①の「ツキノワグマが冬眠に入るであろう時期」については、毎年県が狩猟期前に定めます。県のホームページにより御確認いただくか、県自然共生推進課又は最寄りの林務環境事務所にお問い合わせください。
- ニホンジカ・イノシシの狩猟期間が延長されました。**
  - ◆山梨県では、令和5年度においてニホンジカとイノシシの狩猟期間が、3月15日まで延長されました。なお、他の狩猟鳥獣については、従来どおり2月15日までです。
  - ◆山梨県内では、3月1日から溪流釣りが順次解禁となりますので、3月1日以降は、溪流付近での銃猟は行わないようにしてください。
- 次の行為は法律等で禁止されています。**
  - ◆公道、公園、社寺境内及び墓地での狩猟行為
  - ◆市街地での銃猟
  - ◆人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶その他乗物に向っての銃撃
  - ◆捕獲した鳥獣を放棄すること

- 次の行為は法律等で義務付けられています。**
  - 住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく届け出る。
  - 短、さく等を開いた土地又は作物のある土地で狩猟をする場合は、あらかじめその土地所有者の承諾を得ること。
  - 狩猟をする際は、狩猟者登録証を携帯し、猟友又は地方公務員、警察官その他関係者から提示を求められたときは提示すること。
  - 狩猟をする際は、狩猟者印章を衣服又は帽子の見やすい場所に着用すること。
  - 網罠、わな登録者は、使用する罠ごとに、住所、氏名、登録をした都道府県知事名、登録年度、登録番号をタテ、ヨコ1センチメートル以上の大きさに記載した標識をつけること。
  - 狩猟者登録証を狩猟期間が終了の日から30日以内に返納すること。また、返納の際には、狩猟者登録証の裏面報告欄に捕獲した鳥獣の種類別個体の数を記載すること。
  - 立入検査の権限のある職員が狩猟者の所持する鳥獣等を検査する場合は、これに応じて協力すること。
- その他の事項を守って狩猟をしてください。**
  - 農作物を荒らさないこと。
  - 山火事を起こさないこと。
  - 土地の占有者等から狩猟をしないように申し入れがあったときは、狩猟をしないこと。
  - みだりに網、わなを狩猟期間前に設置したり、狩猟期間後に放置したりしないこと。
  - 自然公園の特別保護地区では、狩猟ができないことに注意すること。
  - アマチュア無線を利用する場合は、必ず免許を受け関係法令を遵守すること。

※狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

| 狩猟鳥獣の種類   | 山梨県の狩猟期間   |
|---|--|
| カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オガガモ、ハンシロガモ、ホシロガモ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（雄雌別シロヤマドリを除く）（※）、キジ（※）、コジノゲイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボコガラス、ハシバネガラス、オオキツネ、ノスコ、テン（雄雌別ツツミテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアアヒナ、ミンナ、アマガモ、アラビガモ、ヒゲマ、ツキノワグマ、ハクセキレイ、ニホンシカ、カ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ | 11月15日から翌年2月15日まで（県の区域において、毎年10月15日から翌年3月15日まで）。 |
| (※)ヤマドリ（雄雌別シロヤマドリを除く）の種及びキジ（雄雌別シロヤマドリを除く）の種については、令和5年度は11月15日から翌年2月15日まで、令和6年度は11月15日から翌年3月15日までです。   |  |
| また、ゴイサギ及びバンについては、平成25年9月15日から狩猟鳥獣の指定が解除されました。   |  |

令和6年1月14日(日)を中心とした前後1週間(カモ類セキヤスの日)にて全国一斉に調査が実施されますので、カモ類の狩猟の自粛について御協力をお願いします。

※捕獲数の制限

| 狩猟鳥獣の種類  | 1日の制限羽数又は頭数  |
|--|--|
| マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オガガモ、ハンシロガモ、ホシロガモ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ | 合計して5羽（網を使用する場合には、法第11条第2項に基づき管理ホシロガモ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモの2種ごとに合計して20羽） |
| エゾライチョウ  | 合計して2羽   |
| ヤマドリ及びキジ   | 5羽   |
| コジノゲイ  | 合計して5羽   |
| ヤマシギ及びタシギ  | 10羽  |
| キジバト   | 平成24年度から捕獲数の制限がなくなりました。  |
| ニホンジカ  |  |

令和5年10月、11月、12月～令和6年1月、2月、3月の出、日の入時刻表(甲府)

| 日  | 10月  | 11月   | 12月  | 1月    | 2月   | 3月    |
|----|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1  | 6:07 | 16:51 | 6:09 | 16:53 | 6:06 | 16:43 |
| 2  | 6:08 | 16:50 | 6:07 | 16:53 | 6:05 | 16:43 |
| 3  | 6:09 | 16:49 | 6:06 | 16:52 | 6:04 | 16:42 |
| 4  | 6:10 | 16:48 | 6:05 | 16:51 | 6:03 | 16:41 |
| 5  | 6:11 | 16:47 | 6:04 | 16:50 | 6:02 | 16:40 |
| 6  | 6:12 | 16:46 | 6:04 | 16:49 | 6:01 | 16:39 |
| 7  | 6:13 | 16:46 | 6:04 | 16:49 | 6:01 | 16:39 |
| 8  | 6:14 | 16:45 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 9  | 6:15 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 10 | 6:16 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 11 | 6:17 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 12 | 6:18 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 13 | 6:19 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 14 | 6:20 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 15 | 6:21 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 16 | 6:22 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 17 | 6:23 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 18 | 6:24 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 19 | 6:25 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 20 | 6:26 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 21 | 6:27 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 22 | 6:28 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 23 | 6:29 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 24 | 6:30 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 25 | 6:31 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 26 | 6:32 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 27 | 6:33 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 28 | 6:34 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 29 | 6:35 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 30 | 6:36 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |
| 31 | 6:37 | 16:44 | 6:03 | 16:48 | 6:00 | 16:38 |

※上記時刻表は概算値です。実際の時刻は各自治体の時刻表で確認ください。

凡例

|        |                    |
|--------|--------------------|
| 1      | 鳥獣保護区              |
| 11     | 鳥獣保護区特別保護地区        |
| 111    | 自然公園特別保護地区         |
| 1111   | 指定猟法禁止区域(銃撃弾薬禁止区域) |
| 11111  | 特定用具使用禁止区域         |
| 111111 | 猟場                 |
| 林      | 林務環境事務所            |
| ○      | 注意箇所               |

(注)平成18年度までに設置した「銃撃禁止区域」の標識は、「特定用具使用禁止区域(銃)」に読み替え、順次見直してください。

凡例

|    |     |
|----|-----|
| 一  | 一般道 |
| 二  | 国道  |
| 三  | 主要道 |
| 四  | 河川  |
| 五  | 湖沼  |
| 六  | 市界  |
| 七  | 町界  |
| 八  | 郡界  |
| 九  | 市界  |
| 十  | 町界  |
| 十一 | 郡界  |
| 十二 | 市界  |
| 十三 | 町界  |
| 十四 | 郡界  |
| 十五 | 市界  |
| 十六 | 町界  |
| 十七 | 郡界  |
| 十八 | 市界  |
| 十九 | 町界  |
| 二十 | 郡界  |